慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	法学部史の一断面 : シュテルンベルクとラートブルフ
Sub Title	Ein Ausschnitt aus der Geschichte der juristischen Fakultär der Keio Universität : Sternberg und Radbruch
Author	宮澤, 浩一(Miyazawa, Koichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication	2005
year	
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.78, No.1 (2005. 1) ,p.1- 15
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara _id=AN00224504-20050128-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

り、

法学部史の一断面

―シュテルンベルクとラートブルフ

宮

澤

浩

ラートフルフと慶應義塾

シュテルンベルクと日本の学問、

特に慶應義塾とのかかわり

初

初めに

の関係を持つ。奇しくも、この二人は、ベルリン大学のフランツ テオドール・シュテルンベルクとグスタフ・ラートブルフとは、慶應義塾大学の法学部法律学科と直接・ また、ラートブルフがシュテルンベルクの初期の著作『法学入門』を好意的に取り上げ書評して以来、文通(!) V・リスト研究室での同僚であったこともあ

1

間接

をしていた。

ただ、この二人の優れた法律家の生涯はかなり異なったものであった。ラートブルフの生涯と業績

中で、 代 ドイツでは殆ど無名であった。その名前を聞いたのは、故峯村光郎教授の講義の中であった。峯村先生が若い時(3) る利益法学の研究者でヘックの主要な論文をすべて訳出しておられる。シュテルンベルクは、(5) については、 の一人であり、 であった。故津田利治教授の回想でも、辻堂に住むシュテルンベルヒ先生と汽車でお会いし、話をしたという箇 しておられたが、 があったが、実に博識な方で、特に、自由法を中心としたお話を承ったとのことである。 講師で出講して来られたシュテルンベルク先生のお世話をし、教授時代にも、折に触れてお話しをする機会 ひとりぼっちで乞食のような格好をして三田通りを歩いているのを見かけたとある。 戦時中にシュテルンベルク先生の過ごされた厳しい生活ぶりについて、『都内のいくつかの大学で講師を 日本でもよく知られており、いまさら紹介するまでもない。これに対して、シュテルンベル 利益法学もその流れを汲む学派であったから、車中での話に法学方法論が出たのではないかと想 文字通り粗衣粗食でひどい身なりで学内を歩いておられたのをお見かけしたものだ〟とのこと 故手塚豊教授のお話 津田教授は 自由法論 の先駆 人も知 クは、

シュテルンベルクと日本の学問、特に慶應義塾とのかかわり

像する。

法論における恩赦」により学位を取得した。一九○四年にv・リストのゼミナールに所属しながら、民事法のテ 法律学を学び、 一八七八年一月にベルリンに生まれ、一八九六年にアビトゥアを取得し、ハイデルベルク大学とベルリン大学で シュテルンベルクは、ユダヤ系ドイツ人の商人マックス・シュテルンベルクとその妻リナの長男として、 一八九九年に第一次国家試験に合格し、同年一一月、ヨーゼフ・コーラーの指導で書いた 「自然

ルクの論文

(英文一編を含む)が残されていることは貴重である。これらは、

聘交渉に失敗した。 私立大学の講師給の中で群を抜いて手当が良かったそうである。 なかったかと思われる。 耕太郎両先生の御縁で小泉信三塾長が苦境にあったシュテルンベルクを講師として招き、 係がどのようにして出来たかは、 書を明治大学に売却したり、様々な苦労を重ね、一九二一年から四五年まで、 大学教授としてのその地位を失うという不運をもたらした。生活のためとは言え、父親から受け継いだ貴重な蔵 諸先生の研究に大きな影響を残したと言われる。 て教えを受けた。そのドイツ法の講義、 教授から空席となっていたドイツ法の教授の講座への就任を打診され、快諾し、一九一三年九月に単身で来日 究に待たねばならない に謝礼を払い、 に就任したが、学内政治的な紛争のため、 マで教授資格取得を目指した。 日本人の弟子の中で、 田中耕太郎教授等の旧弟子たちは〝独法研究会〟を組織し、 明治大学、そして慶應義塾大学で講師として授業を担当し、 シュテルンベルクの講義を当時の塾生たちがどう受け止め、 生活の足しにしたそうである。 その間 が、 今日と違って、戦前の慶應義塾は財政基盤が確りしており、故手塚豊教授の話によると 故田中耕太郎教授は、 客観的事実として、 ベルリン大学での自由講義に出席していた東京帝国大学の穂積陳重、 一九〇五年には、 日本法制史の研究者の手で解明して欲しいが、私の推測では、 特に、 失意のうちに、一九一○年にベルリンへ戻り、二、三の大学との招 自由法の構想は、我妻栄、末広厳太郎、 慶應義塾大学法学部の機関紙 シュテルンベルク個人にとり、 来日当初三年ほど、シュテルンベルクの世話をしながら同 その論文の完成を条件としてスイスのローザンヌ大学の 日中戦争以後の日本社会の厳 戦時下の日本を生き延びた。 どのような形で影響を受けたかは、 月に二回の会合で話をするシュテルンベルク 『法学研究』に、 都内の中央大学、 第一次大戦の敗戦は、 川島武宜など東京大学の 面倒を見られたのでは しい 松本烝治 慶應義塾との関 法政大学、 事情 鳩山秀夫の 編 今後 東京帝 0 シュテル 中にあ の研 Ħ 居 私

類い稀な多才な学者であった

シ ユテル ンベルクの生存の証しであり、その存在の記録でもある。そこで扱われた多彩なテーマの諸論文は、

n 討に値すると言うことが出来よう。 までド イツの学会で気づかれてい なかったシュテルンベルクの学識の蓄積とも言うべき作品群であり、

ことによって研究の対象となったのである。(4) テルンベルクの主要な論文が『法学の方法論について及びその他の法律論文集』として日の目を見た。さらに、 律(家!) 』 テオド \mathcal{O} シュテル に弄ばれたシュテルンベルクとベルリンに残されたその家族の厳しい運命が書簡集として纏められ、 編の定評のある法律学者のビブリオグラフィーやホルスト・ゲッピンガー著『第三帝国におけるユダヤ出自 十分に示す機会がなかったので、長い間、 ·書簡を整理・分類したアンナ・ベルテルス石川さんのご労作『ドイツと日本における自由法の提唱者の一人、 Ξ には全く触れられていない。これに対して、チューリッヒ大学のマンフレット・レーベルクの手で、 シ ンベ ル ュテルンベルクはその名字が示すように、 シュテルンベルク』(13) ル クの経歴、 主要業績の紹介と分析及び中央大学図書館に残されていた膨大な未公刊の原稿 によって国際的な評価に供せられ、 殆ど世に知られることはなかった。 ユダヤ系のドイツ人であり、 さらには、 事実、 同氏の努力により、 その能力をヨ ミヒアエル・ 1 口 シュトライス ッ 公刊された 数奇な運命 ノペ 0) ン学界で 家族 一の法

の 法 (曹¹⁶ 曹¹⁵ ーベ ル においてごく僅かではあるが、 クの編著のお陰で、 中 でペ 1 ター・ ランダウ ハインリクス・フランツキー・シュマルツ・シュト (ミュンヘン大学教授) シュテルンベルクに触れた箇所がある 0) 「帝国及びワイマ 1 ライス編 ル 共和 国 におけ ユダヤ出自 るユダヤ出 ドイ

ツの

自

ラートブルフは、 トブルフの思想に触れ、 に紹介された。 ハイデルベルクの地で親しく指導を受けられた故常盤敏太教授 尾高朝雄両博士、 ブルフと慶應義塾 それらのすべては、 ドイツの法哲学者の中で日本の研究者によく読まれた者の一人であろう。 横川敏雄判事等、多くの先達が、ラートブルフの著作の邦訳を公刊し、 主観的に極めて大きな影響を受けた。 の 阑 私の修業時代以前の仕事である。 係 は シュテルンベルクの場合と比べると、 (当時、 私は、 旧制東京高等商業学校) それらと比べるとはるかに遅くラー 間接的である。 を初 その業績を詳 一次大戦以 先にも触 田 中 たが

の教師としては殆ど経験のない方であった。そのようなこともあり、 業に出席すれ すぐに教員室 ほどきで学び、 にドイツ語の故田中次郎先生(当時、 と言ったのだ。一度、 出です〟と答えると、 の授業に出席して、 と担当の田中吟龍教授に抗議をした。その場に、 ラートブル ばよい〟と妥協案を出された。この計らいにより、 (現在の塾監局三階の会議室) に有志の者と出掛け、"ドイツ語を初めからやり直すのは納得出来な "宮澤君。 新制の学部一年に編入された私は、 フについては、 いつも最前列で授業を受けた。田中先生は、 家に遊びに来なさい。 "君のお祖父さんは、 君の故郷はもしかして長野かね〟と尋ねられた。。私は東京の生まれですが、父は長 新制大学に切り替わった昭和二四年 講師)から伺った。 政友会の宮澤長治さんか。 という話になり、 ドイツ語の授業をABCから始めるという衝撃的 田中次郎先生が顔を出され、。それなら、 旧制の予科一年生で、 それ以来、 数人の仲間の一年生と一緒に、 昭和二三年に法学部の 生きのいい一年生 (一九四九年) 私の父は須坂 大田区池上の田中先生の ドイツ語を故金原三郎教授 四月以後、 0) 0) 出で民政党 講師に就任され、 面倒をよく見て下さっ 私の二年生の 私が 二年生のドイツ お宅に仲間 な話を聞 九 0)

田中先生は大変面倒見のよい方であったので、学生の間で人気があり、 そのお宅には、 多数の学生 が お訪

とよく遊びに行

った。

訳を完成させたがこの原稿は日の目を見なかった。修士課程二年の時には、(ミロ) 学の授業には、 入門』 が印 キストを出された。 郁文堂 備され、 た。田中先生は、 治先生の独書講読における厳格なご指導を思いながら事にあたったので、『鬼の宮澤』 教について話が弾んだおり、 かされ、 先生から伺った、 ねしたが、その中で慶應義塾大学法学部の教員になったのは私のほか、 の講読は、 の林脇 象的であった。 ドイツ語の原典講読を担当することになったとき、この学生時代の伊東先生の授業、 の冒頭 (大学書林か?) から、 あたかも、どこからでも向かって来い、という構えのようで、 ひそかにドイツへの留学を思い始めたのではなかったか。私には、 トシ子さん トブルフ夫人に手紙を出すようになった。 原著が難解で担当者の手に余ったため、 の章 得てしてこういう担当者の当たり外れがあり、 ラートブルフの著作がテキストとして使用されたという話に痛く感動され、 戦前 法 その際、 全く偶然にも、 のドイツでの学生生活のお話に心打たれた。 (後の高鳥トシ子塾法学部教授) を講読することになった。これは誠に幸運であった。と言うのは、 ゲラの校正と注の内容チェックを担当させて頂いた。 ラートブルフが黙って、熱心にメモを取り、 ラートブルフの主著(法学入門と法哲学)の主要部分を用いた二冊 学部三年になって伊東乾助教授 途中で中止され、 と休講の教室を利用して二人だけの 修士課程に進み、 運・不運が生じる。伊東先生の授業は、 おそらく、 (当時) ドイツ法の雑談で終わったからである。 隙の無い模範的な指導をされ 夫人から送って頂 石川明君と内池慶四郎君であった。 実に的確な質問をなさったというお話 の独法ゼミでラートブルフの ラートブルフ教授宅で日本文化と仏 中谷瑾子助教授 他の二人もそのエピソ それが縁となり、 の異名を取ったのであっ "読書会* 4.1 修士課程での た 他 (当時) 翌年だと思うが のクラスでの 『法哲学入門』 のド を行い、 ・イツ語 の研究室で、 先生に勧 た。 ードに心動 周 後に 津 到 0 曲 田 に を 邦 大 利

ル

学部助手に採用された年の八月、法学研究誌上に連名で公刊された。ラートブルフ草案の(22) 規定には ドイツ刑法典草案・理由書(一九二二年、いわゆるラートブルフ草案)の講読をして頂き、 文章の書き方を仕込まれたのは、私にとって幸いであった。 は、 ້ 警察拘禁(Polizeihaft) 的には多数ではあるが、 さらに、一九三三年一一月の〝慣習犯罪人法〟により導入された〝保安監置〟の乱用といっても、 のスイス刑法予備草案 があり、 保安監置に関して〝ナチスの刑法改正の所産である〟とか、〝ナチスにより、 な草案であった。もちろん『保安監置』も提案されていた。我が国の刑法改正作業に際して、保安処分、⁽³⁾ 私の名前が活字になった最初の文章である。この翻訳の際に、中谷先生から一点一画も疎かにしない 最近でもそのようなことを書く者がいるけれども、保安監置を含む〝保安・改善処分〟は、一八九三年 ワイマール共和国時代の刑法草案の中で、初めて、処分に関する共通規定とその理由が書かれた斬新 (シュトース草案)において提唱されていたのである(ヒトラーが四歳の頃のことである)。(キム) の多用こそ問題にすべきである。それはともかくとして、゛ラートブルフ草案の それ以上に深刻な〝社会防衛的措置〟の乱用として、 保安監置は乱用された〟との批判 司法のコントロ 翌年 『保安・改善処分』 (一九五五年)、 ールル 確かにデータ に服 特に、 邦訳 さな 慎重 法 の

心 院生時代、ラートブルフの多くの論稿のうち、特に、 さらに相対主義の思考等に強い影響を受けた。 確信犯人論、 死刑論、 その晩年における自然法論 、の関

助手二年目の一九五七年九月、ドイツ学術交流会(DAAD)の留学生として、ラートブルフ夫人の

勧

あり、 講師 こととなった。 (当時)から多くのことを学んだが、私にとって、ラートブルフ夫人に紹介され、 ハイデルベルク大学のエーベルハルト・シュミット教授(ラートブルフの講座の後継者) 最初の留学で、 シュミット先生とともに、ウイルヘルム・ガラス教授、 ハインツ・レ 初めて出会ったアル の指導で勉強する フェ レ ンツ

カウフマンとの交際は、その後、一生の付き合いとなった。ラートブルフ夫人もカウフマンも、日本にお

集委員の間で、 られた。 に望んでいたカウフマンの後ろ盾として、 けるラート に改訳された原稿が公刊された。この経験をへて、 教授を中心としてラートブルフ著作集の企画が進行中で、ラートブルフ夫人と交渉がなされた。 情報は、 エ地方裁判 九世紀にかけての正確な時代考証を要する困難な仕事であった。悪戦苦闘して全訳を仕上げ、 かという打診があった。 東京大学出版会から連絡があり、「一法律家の生涯―J・P・A・フォイエルバッハ伝」の邦訳を担当しな(st) その それぞれにすぐ伝わった。一九五九年三月、私は留学を終えて帰国した。その頃、 ブルフ研究の動向について、極めて大きな関心を持っておられた。当時、 他 の裁判官であり、 訳が生硬であると問題になり、ゲーテ研究家の菊池栄一教授の校閲を受けることとなり、 何かにつけて、二人は、 ラートブルフ夫人の強いご推挙があったと聞いている。 大学では兼任講師をしていた。ラートブルフ夫人は、 いろいろな伝を頼って〝教授資格論文〟が受理されるよう努力してお お互いに連絡をしあっておられた。私の話したラートブルフに関する 翻訳というものの怖さと日本語に翻案するこつを伝授され 周知のように、一八世紀から 研究者の道を歩むことを切 カウフマンはカールスル 野田良之、 帰国後、 提出したが、 山田晟両 徹底的 間もな

の斬新さを説明し、 談を受けた。 池助教授 素晴らしい出版文化を持っている〟というのが当時のカウフマンの賛辞であった。 た。。ラートブルフの法哲学関係の主要著作の殆どを出版するなど、ドイツでは考えられない。 逐一伝え、一九六二年四月のドイツ旅行の途中で訪問したザール大学、その夜のカウフマンの家での話題となっ 五 ラートブルフ著作集が順調に公刊されているという情報は、 (当時) 私は、 に対する『小泉基金』によるドイツ留学が内定したとき、どの大学で研究生活をすべきか 民事法のスタッフに関する情報と合わせて、ザール大学に行くことを推薦した。 同大学を訪問したとき建設の最終段階であったザール大学の法・経学部の新校舎の研究設備 帰国後、 カウフマンと交わした文通 その頃の出来事であるが、 日 本という国は その結果 に 内 7

のである。

(二〇〇一年四月一一日) があったが、

担当したベルトホルト・カストナー氏の努力で第二〇巻が二〇〇三年に公刊され、この大事業は完結したのであ

フライブルク大学のアレキサンダー・ホラーバハ教授の推挙により編集を

翌一九六四年夏学期に、私は二度目のドイツ留学をザール大学で果たし、ハイデルベルク大学の研究室で着想し 應義塾大学の多くの後輩をザール大学に送り込んだ。カウフマンも、個人的によく面倒をみてくれた。 九六三年度に内池君はザール大学に出掛け、これがザール大学と慶應義塾との長い交流のきっかけとなった。 ル大学のゲルハルト・リュケ教授の民事訴訟法研究所を拠点として、自身が研究生活を送っただけでなく、 ル大学に留学することとなった。石川明君は、ミュンヘン大学で最初の留学を経験したが、二回目以後は、 "ドイツ刑法学の系譜的な研究』を発展させたのである。その後、慶應義塾の民事法のスタッフの殆どが、 ゖ 慶 ザ

思われた時期もあったし、あと二冊(ギュンター・シュペンデル編:第四巻 文化哲学・文化史論集、二〇〇二年、ハ 力をこの仕事に集中した。一九八七年の第一巻(法学入門、その他)から二○○三年の第二○巻(追録、 刊に関する契約が、ハイデルベルクのC・F・ミューラー出版社との間で結ばれ、その実現を目指して多くの精刊に関する契約が、ハイデルベルクのC・F・ミューラー出版社との間で結ばれ、その実現を目指して多くの精 て、一九八五年四月に、その後半生の最大の仕事である『グスタフ・ラートブルフ全著作集 譲られた。慎重な検討と準備、その具体化の道程としての二回のコロキウム(一九八一年五月と八二年五月) 成果を上げた。一九七四年四月、ラートブルフ夫人は、カウフマンに〝ラートブルフの全著作とその出版権 してミュンヘン大学に転じ、法哲学・法情報学研究所を設立し、そこに集まった多くの若い俊秀を育て、 ンス=ペーター・シュナイダー編:第一四巻 国家と憲法、二〇〇二年)というところでカウフマンの急死という事態(3) まで一六年もの歳月がかかった。九○年代の前半は、作業が遅々として進まず、一時はどうなることかと不安に 介として発展したと言って過言ではない。カウフマンは、一九六八年冬学期に、カール・エンギッシュの後任と このような次第であるから、ラートブルフと慶應義塾の関係は、その晩年の弟子であったカウフマンを媒 20巻』の編集と公 多大の

っ た35

結び

不治の病を得て、心ならずも帰国し、世を去った慶應義塾大学の院生、故梅田育夫君の写真を、二人の師、(※) 本の学者たち、 タフ・ラートブルフとカール・ヤスパースと共に研究所に飾ってくれていたカウフマンを思いながら、 時々見せるはにかんだような表情。 0) の人間像に詳しい肉付けがなされたが、文章に描かれたものよりも、カウフマンの人柄を通じて聞き知ったとき 面の路」に描かれ、カウフマンの「グスタフ・ラートブルフ」で、その人抦とその思思の立置づすご(36)(37)の口を通じて語られたとき、さらに具体的なイメージを私の心に刻み込んだ。その具体像に も送ってくれ、 フ家の旧友へ ったろう。 ねた四四年をふりかえる事が少なくない。 情報をも寄せてくれたドロテア・ 私は、 れないと今では思うようになった。カウフマンの真摯な態度、心を許した者との間で交わす打ち解けた会話。 感銘の方が深く心に残っている。 奇しき縁から、 我々は、 という献呈の辞を書いてくれたカウフマン。その亡き後に、全集の最後の その後に、 カウフマンを通してラートブルフの思想と思考に敬意を持つ慶應義塾の法学部のスタッ カウフマンの「グスタフ・ラートブルフ」で、その人柄とその思想の位置づけが語られ、(sr) お 互い カウフマンと知り合った。 最終巻の編者と巻末の編者カウフマンに関する記事の筆者につい に、 ラートブルフの人と思想を介しての交流であった。 若しかすると、ラートブルフの個性は、カウフマンに生き続けてい 誠に《忘れ難き人物》と評することができる。自分のところに学びに来て、 カウフマン夫人の心の中に、 私は、 おそらく、ドロテア夫人の次に、長く付き合った者の一人であ 田中次郎先生から伺っていたラートブルフの人柄は、 ラートブルフの人と業績を敬愛して止まない 全集の第一巻に ての私の質問 冊である第二○巻を **"ラートブル** フの 交誼を重 自伝 たのかも に詳 カウフ グス 印 内 そ H

- が 深く刻まれているのではないかという私の推測をもってこの一文を結ぶことにする。
- Gesamtausgabe(以下、GRGA と略称)Bd. 1 Rechtsphilosophie I , 1987, S. 203, 443, 531. 参照。[書評:宮澤浩 rung in die Rechtswissenschaft, 1912 は、Archiv f. Sozialwissenschaft und Sozialpolitik (1913)で好意的に書評さ Theodor Sternberg, Allgemeine Rechtslehre, 1903 せ、Deutsche Literatur-Zeitung (1904) や、 ラートブルフの『法学入門』の初版(一九一○年)の巻末文献にも上げられている。 Gustav Radbruch ders., Einfüh-

一・法学研究第六一巻四号、一九八八年、一一四頁以下]

- 2 seine Kritik an der Rechtswissenschaft, 1908 に言及している。だが、ラートブルフからシュテルンベルクへの書 評:宮澤浩一・ラートブルフ全集の完成、ジュリスト一二六五号、二○○四年、三一頁以下] 簡は収録されていない。Berthold Kastner(hrsg.), Nachtrag und Gesamtregister. GRGA Bd. 20, 2003 参照。[書 トロヴィッチへの手紙では、 ラートブルフの書簡集ギュンター・シュペンデル編II(GRGA Bd. 17, 1991; Bd. 18,1995 しばしば、シュテルンベルクの著作、特に、法学入門のほか、J.H.v. Kirchmann und のヘルマン・カン
- 巻第一号、上田明信先生追悼論文集、一九七九年、五頁以下がある。 同・ある法学者の軌跡、 の思い出―文藝春秋一九六二年一○月号、二一六頁以下、川島武宜・T・シュテルンベルク先生のゼミに参加する、 ものも少なくない。その人と業績について、特に、田中耕太郎・二十世紀のファウスト博士―シュテルンベルヒ先生 無視されたからであろう(後述)。これに対して、日本では、有名であり、法学入門や法哲学の教科書で触れている 本文でも触れるが、一九一三年に、日本に移住したこと、ユダヤ系ドイツ人であったので、一九三三年 一九七八年、九八頁以下、と高根義三郎・テオドル・シュテルンベルヒ、 **亜細亜法学第一四**
- $\widehat{\underline{4}}$ 津田祥子・つむじまがりの一世紀 義父 津田利治から聞いたこと、一九九九年、四六頁:
- 津田利治、 利益法学、一九八五年。この問題につき、津田祥子(前出注4)、五七頁。
- $\widehat{\underline{6}}$ land und Japan, 1998, S. 17 ff. による° 本文の記述は、Anna Bartels-Ishikawa, Theodor Sternberg einer der Begründer des Freirechts in Deutsch
- 上田浩二・新井訓著・戦時下日本のドイツ人たち、二〇〇三年。シュテルンベルクは、 来日直後に東京で借家住

- 出て来ない。おそらく、ユダヤ系であったため、日本在留のドイツ人社会とは交流が無かったのであろう。 まいをし、軽井沢に小さな家を購入した。戦時中に、軽井沢の家でも暮らしたと思われるが、この著作にはその名が
- 8 同書の二○三−二○四頁に、慶應義塾での講義目録等三点の文書が掲記されている。 Sternberg in ihren Briefen von Berlin nach Tokyo in der Zeit von 1910 bis 1950, 2000, S. 27. バルテルス・石川、 前出(注6)、特に一七五頁以下に記録された手書きの原稿に『独法研究会』での講義ノートが掲記されている。なお Anna Bartels-Ishikawa(hrsg.), Post im Schatten des Hakenkreuzes. Das Schicksal der jüdischen Familie
- (9) このうちの五編は、レービンダーの編著(後出、注1)に収録されている。従って、欧米の研究者の目に触れてい of Roman Law; Kernpunkt der Lehre Stammlers; Entwickelung und Krisis des Voelkerrechts; Kritik der ない論文には、Pacht-System und Hypotheken-System; Zeitungsverlag und Schriftstellerschutz; The Essence
- (10) Michael Stolleiss (hrsg.), Juristen. Ein biographisches Lexikon. Von der Antike bis zum 20. Jahrhundert. Todesstrafe vom prozessualistischen Standpunkt の七編がある。
- (\Box) Horst Göppinger, Juristen jüdischer Abstammung im \rangle Dritten Reich \langle . Entrechtung und Verfolgung. 2.
- recht];第一七巻三号、一九三八年)[Der Witz im Recht]に発表された。さらに、Historische Methode und 二五年[Die Rechtsanwaltschaft beim Reichsgericht];第一三巻一号、一九三四年[Strengrecht und Billigkeits 二号、四号、一九二四—一九二八年[Freie Rechtsfindung und mittelbare Demokratie];第四卷一号、二号、 antiken Welt. Zum Zerfall der Wirtschaft im römischen Recht];第三卷一号、三号、第六卷四号、第七卷一号、 Wissenschaft mit besonderer Berücksichtigung der vergleichenden Rechtswissenschaft und ihrer Geschichte そのうち一編は、三田哲学会第五巻、第六巻(一九二九/三〇年)[Vergleichende Methode und Struktur der ausgewählt und eingeleitet von Manfred Rehbinder, 1988. 同書には、全部で一一編の論文が収録されているが、 Zur Methodenfrage der Rechtswissenschaft und andere juristische Schriften von Theodor Sternberg 四編は法学研究(第二巻二号、一九二三年[Die Bedeutung der Handelsgesellschaft und der Untergang der

sophie und das Problem ihrer Geschichtschreibung (1915)が収録されている。 scahft und Prozeßwissenschaft(1930); Der Rechtsunterricht(1911); Die Entwicklungslinie der Rechtsphilo していたが、休刊となったという前注が付いている。以上のほか、Die Rechtsfindung(1927); Aktionenwissen-Historismus in der Rechtswissenschaft という論文があり、これは、法学研究第一九巻、一九四○年に公刊を予定

- (≅) Anna Bartels-Ishikawa, op. cit. (Anm. 6).
- (4) dies., op. cit. (Anm.8).
- <u>15</u> discher Herkunft, 1993 H.C. Helmut Heinrichs/Harald Franzki/Klaus Schmalz/Michael Stolleis(hrsg.), Deutsche Juristen jü
- Ernst Landsbergs, in: H.C.H. Heinrichs et al.(hrsg.), op. cit.(Anm. 15), S. 160 f., 173. Peter Landau, Juristen jüdischer Herkunft im Kaiserreich und in der Weimarer Republik. Dem Andenken
- (17) 常盤敏太教授は、ラートブルフ全著作集の巻頭の写真の数葉、第六巻フォイエルバハ伝の巻頭のブロンズ像を写 の雑誌を『還暦論文集』に装丁して贈られ、戦後、一九六○年春に、リディア・ラートブルフ夫人を日本に招待され された。また、ナチスにより教職を追われ、失意の中で六○歳の誕生日を迎えられたラートブルフに、東京高等商業
- 18 一年。Arthur Kaufmann (hrsg.), Rechtsphilosophie II, GRGA Bd. 2, 1993. S. 216 ff. グスタフ・ラートブルフ著・田中耕太郎訳・法哲学、一九五一年。なお、ラートブルフ著作集 九六
- <u>19</u> 尾高朝雄・ラートブルッフの法哲学、一九四八年。ラートブルフ著作集 別巻、一九六○年
- $\widehat{20}$ ルフの法哲学、一九三二年のうち、第一章から第九章までの邦訳である。前出(注18)と同じテキストである。 グスタフ・ラートブルフ・横川敏雄訳・法哲学の根本問題、一九五二年(初版 一九四六年)。本書は、ラートブ

(21) Vorschule der Rechtsphilosophie. 1948. の邦訳は、阿南成一助教授(当時)の手で一九五五年に公刊された。

- Winfried Hassemer(hrsg.), Rechtsphilosophie III, GRGA Bd. 3, 1990, S. 121 ff.
- の底本は、Gustav Radbruchs Entwurf eines Allgemeinen Deutschen Strafgesetzbuches(1922). Mit einem 中谷瑾子・宮澤浩一訳・ラートブルフ刑法草案及理由書、法学研究第二八巻八号、一九五五年、 一三頁以下。邦

1992, S. 47 ff. 宮澤浩一・罪と罰第三○巻一号、一九九二年、三七頁以下。 1952. 母母、Rudolf Wassermann(hrsg.), Entwurf eines Deutschen Strafgesetzbuches(1922), GRGA Bd. 9, Geleitwort von Bundesminister Dr. Thomas Dehler und einer Einleitung von Professor Dr. Eberhard Schmidt

- Wassermann, op. cit.(Anm. 22), S. 32
- $\widehat{24}$ Axel Dessecker, Gefährlichkeit und Verhältnismässigkeit. Eine Untersuchung zum Maßregelrecht, 2004,
- (名) Gerhard Werle, Justiz-Strafrecht und polizeiliche Verbrechensbekämpfung im Dritten Reich, 1989, bes. S
- <u>26</u> 95 ff., 517 ff.[Sicherungsverwahrung]; S. 499 ff. [Vorbeugungshaft]; S. 533 ff.[Schutzhaft] ラートブルフ・菊池栄一・宮澤浩一訳・一法律家の生涯 ラートブルフ著作集 第七巻、一九六三年。Gerhard
- (27) エンギッシュは、一九三三年に、教職を追われたラートブルフの後任として、一九三四年にハイデルベルク大学 Haney(hrsg.), Feuerbach, GRGA Bd. 6, 1997, S. 26 ff.
- (28) 宮澤浩一・グスタフ・ラトーブルフ財団の設立、ジュリスト六七○号、一九七八年、一一頁以下。ラートブルフ 夫人は、同年七月二四日に死去された。

教授となり、一九五三年にミュンヘン大学教授に転じた。

- <u>29</u> 同・グスタフ・ラートブルフ全集の公刊、ジュリスト八三六号、一九八五年、七六頁以下。
- 30 (Hans Zacher) Der Herausgeber: Arthur Kaufmann, in: Berthold Kastner (hrsg.), GRGA Bd. 20, op. cit
- 31 Arthur Kaufmann (bearb.), Rechtsphilosophie I. GRGA Bd. 1, 1987 (前出注1)。
- $\widehat{32}$ Günter Spendel (bearb.), Kulturphilosophische und -historische Schriften. GRGA Bd. 6, 2002.
- <u>33</u> Hans-Peter Schneider (bearb.), Staat und Verfassung. GRGA Bd. 14, 2002
- 二頁以下。 宮澤浩一・上田健二・アルトゥール・カウフマン教授の逝去を悼む、ジュリスト一二〇三号、二〇〇一年、一一
- (35) この第二○巻の総索引は、ドイツ的な完全主義の結晶とも言うべき著作であり、シュテルンベルクの項目を利用

することで、注(1)の書評の所在頁、ラートブルフの書簡において、シュテルンベルクに言及した箇所等をチェック することが可能になった。

- (36) Der Innere Weg. Aufriß meines Lebens, 1951 の事である。ラートブルフ著作集では、〝心の旅路〟という訳語 Spendel (hrsg.), Biographische Schriften. GRGA Bd. 16, 1988, S. 167 ff. が付けられているが、それは〝記憶喪失者の回復の物語〟を意味するので、敢えて、異なる訳語を付けた。Günter
- (37) Arthur Kaufmann, Gustav Radbruch, 1987. アルトゥール・カウフマン・中義勝・山中敬一訳・グスタフ・ラ GRGA Bd. 1(前出注1). S. 7 ff. ートブルフ、一九九二年[Arthur Kaufmann, Gustav Radbruch. Rechtsdenker, Philosoph, Sozialdemokrat, 1987 の邦訳]。なお、Arthur Kaufmann, Gustav Radbruch - Leben und Werk in:ders.(hrsg.), Rechtsphilosophie I
- 38) 野阪滋男・諸澤英道編・法哲学徒 梅田育夫、一九七六年(非売品)。

『法学研究』誌上に発表することにしたものである。 本稿は、 慶應義塾大学法学部法律学科史のコラムとして執筆したものであったが、予定を大幅に超えたため、